

令和5年度 江東区社会福祉法人指導監査結果

令和7年2月1日現在

1 ぶどうの木

(1)指導検査実施日	令和5年8月31日
(2)文書による指摘の有無	有
(3)文書による指摘の内容	1 欠席が継続している理事がいるので、是正すること。 2 理事長及び業務執行理事の選定が法令及び定款に定める手続により行われていないので、是正すること。 3 支払われた報酬等の額が報酬等の支給基準に根拠がないので、是正すること。 4 職員の任免が法人の規程等に定める手続により行われていないので、是正すること。 5 経理規程等により業務分担が明確に決められておらず、内部牽制に配慮した体制となっていないので、是正すること。 6 管理運営体制に関する経理規程等に定める手続きがなされていないので、是正すること。
(4)改善状況報告書の提出の有無	令和5年11月8日
(5)指摘に対する是正状況	改善中

2 江東こども会

(1)指導検査実施日	令和5年10月3日
(2)文書による指摘の有無	有
(3)文書による指摘の内容	1 評議員として選任された者について「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」として、定款及び評議員の選任に関する規程に基づく適正な手続による選任がされていないので、是正すること。 2 理事として、当該法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者及び施設の管理者が、適正な手続により選任されていないので、是正すること。 3 理事に委任されている範囲が理事会の決定において明確に定められていないので、是正すること。 4 支払われた報酬等の額が報酬等の支給基準に根拠がないので、是正すること。(交通費の一律支給) 5 予算とその執行に軽微な範囲とは言えない乖離があるが、補正予算が編成されていないので、是正すること。 6 積立金と同額の積立資産が計上されていないので、是正すること。 7 計算書類における各勘定科目の金額と主要簿が一致しないので、是正すること。
(4)改善状況報告書の提出の有無	令和5年12月12日
(5)指摘に対する是正状況	改善中

3 むつみ会

(1)指導検査実施日	令和5年11月9日
(2)文書による指摘の有無	有
(3)文書による指摘の内容	1 法令又は定款に定められた方法により評議員の選任が行われていないので、是正すること。 2 評議員の選任手続において、評議員候補者が欠格事由に該当しないこと等について、法人において確認がされていないので、是正すること。(特殊の関係にある者) 3 評議員会の日時及び場所等が理事会の決議により定められていないので、是正すること。(議案の概要) 4 決議を要する事項について、決議が行われていないので、是正すること。(役員報酬等基準の承認) 5 議事録の必要事項が記載されていない又は不十分であるので、是正すること。(決議を省略した場合の「決議があったものとみなされた日」) 6 理事の選任手続において、理事候補者が欠格事由に該当しないこと等について、法人において確認がされていないので、是正すること。(特殊の関係にある者) 7 議案について特別の利害関係を有する理事がいないことを法人が確認していないので、是正すること。 8 理事会の決議を要する事項について決議が行われていないので、是正すること。(競業及び利益相反取引の承認) 9 理事会の決議があったとみなされる場合に、理事全員の同意の意思表示及び監事が異議を述べていないことを示す書面又は電磁的記録がないので、是正すること。 10 理事に委任されている範囲が理事会の決定において明確に定められていないので、是正すること。 11 理事長及び業務執行理事が、理事会において、定款の規定により毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上職務執行に関する報告をしていないので、是正すること。 12 理事、監事の報酬等の額が定款で定められていない場合であって、評議員会の決議により定められていないので、是正すること。 13 理事、監事及び評議員の報酬等の支給基準において規定すべき事項が規定されていないので、是正すること。(報酬等の金額の算定方法、支給の方法及び形態) 14 支給基準を作成する際に、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮した検討が行われていないので、是正すること。 15 支払われた報酬等の額が報酬等の支給基準に根拠がないので、是正すること。 16 必要な書類等の備置きがされていないので、是正すること。(定款ほか) 17 必要な情報が、インターネットで公表されていない。(定款) 18 経理規程の内容が通知に反するので、是正すること。 19 経理規程及びその細則等に定めるところにより事務処理が行われていないので、是正すること。 20 経理規程等により業務分担が明確に決められておらず、内部牽制に配慮した体制となっていないので、是正すること。 21 管理運営体制に関する経理規程等に定める手続きがなされていないので、是正すること。 22 寄附受領に際して適正な承認行為を行っていないので、是正すること。 23 資金収支計算書の様式が会計基準に即して作成されていないので、是正すること。 24 積立ての目的を示す名称を付していないので、是正すること。 25 会計帳簿が拠点区分ごとに作成されていないので、是正すること。 26 会計帳簿がその閉鎖の時から10年間保存されていないので、是正すること。 27 附属明細書について計算書類の金額と一致していないので、是正すること。 28 附属明細書が様式に従っていないので、是正すること。 29 法人印及び代表者印についての管理が行われていないので、是正すること。 30 契約を適正な方法により行っていないので、是正すること。(事務処理不適正)
(4)改善状況報告書の提出の有無	令和5年12月27日
(5)指摘に対する是正状況	改善中